

調 書(決定)

事件の表示 平成 22 年(行ツ)第 454 号

決定日 平成 23 年 12 月 6 日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 294 号(平成 22 年 8 月 26 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第 2 理由

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成 23 年 12 月 6 日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	全日本金属情報機器労働組合大阪地方本部
同補助参加人	全日本金属情報機器労働組合ビクターサービス支部ビクターアフターサービス分会
被上告人	ビクターサービスエンジニアリング株式会社